

黒沢明監督映画の著作権侵害事件：東京地裁平成 19(ワ)8141・平成 19 年 9 月 14 日（民 40）判決 認容

〔キーワード〕

旧著作権法，映画の著作物，映画の著作者，映画の著作物の著作権者，映画の著作権の存続期間，立法者の意思・改正法の審議経過

〔主 文〕

- 1 被告は，別紙被告商品目録記載 1 ないし 8 の商品を製造し，輸入し，又は頒布してはならない。
- 2 被告は，別紙被告商品目録記載 1 ないし 8 の商品及びその原版を廃棄せよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決の第 1 項は，仮に執行することができる。

〔事 実〕

本件は，映画の著作物の著作権者であると主張する原告（東宝株式会社）が，その映画を複製した DVD 商品を輸入，販売する被告（株式会社コスモ・コーディネート）の行為が，原告の著作権（複製権，著作権法 113 条 1 項 1 号）を侵害するとして，著作権法 112 条に基づき，当該商品の製造，輸入及び頒布の差止め並びに在庫品及び原版の廃棄を求めたのに対し，被告が，映画についての著作権は存続期間の満了により消滅したと主張して争った事案である。

1 新旧著作権法の規定

(1) 旧著作権法の規定

旧著作権法(明治 32 年法律第 39 号。以下「旧著作権法」という。)は，次のとおり規定していた。

ア 22 条ノ 2 等

22 条ノ 2 「文芸，学術又ハ美術ノ範圍ニ属スル著作物ノ著作権ハ其ノ著作物ヲ活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映画ト為ス場合ヲ含ム)シ及興行スルノ権利ヲ包含ス」

22 条ノ 3 「活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作者ハ文芸，学術又ハ美術ノ範圍ニ属スル著作物ノ著作者トシテ本法ノ保護ヲ享有ス其ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第 3 条乃至第 6 条及第 9 条ノ規定ヲ適用シ之ヲ欠クモノニ在リテハ第 23 条ノ規定ヲ適用ス」

22 条ノ 4 「他人ノ著作物ヲ活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ複製(脚色シテ映画ト為ス場合ヲ含ム)シタル者ハ著作者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス但シ原著作物ノ権利ハ之ガ為ニ妨ゲラルルコトナシ」

これらの規定は、昭和6年の旧著作権法改正(昭和6年法律第64号)により新設されたものである(以下、この改正を「昭和6年改正」ということがある。)

イ 3条

「発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間継続ス」

2 数人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作権ハ最終ニ死亡シタル者ノ死後三十年間継続ス」

ウ 4条

「著作者ノ死後発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス」

エ 5条

「無名又ハ変名著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス但シ其ノ期間内ニ著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ第3条ノ規定ニ従フ」

オ 6条

「官公衛学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ発行又ハ興行ノトキヨリ三十年間継続ス」

カ 52条

その後、暫定的な延長措置により、3条ないし5条の存続期間は、38年に延長され(1項)、6条の存続期間は、33年に延長された(2項)。

キ 9条

「前6条ノ場合ニ於テ著作権ノ期間ヲ計算スルニハ著作者死亡ノ年又ハ著作物ヲ発行又ハ興行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス」

(2) 新著作権法の規定

新著作権法(昭和45年法律第48号。以下「新著作権法」という。)は、次のとおり規定し、昭和46年1月1日から施行された(附則1条)。

ア 54条1項

「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年...を経過するまでの間、存続する。」

イ 57条

「...第54条第1項...の場合において、...著作物の公表後五十年...の期間の終期を計算するときは...著作物が公表され...た日の...属する年の翌年から起算する。」

ウ 附則2条1項

新著作権法54条1項は、同法が施行された昭和46年1月1日時点で旧著作権法による著作権が消滅していない映画の著作物に適用される。

エ 附則 7 条

「この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法(注：旧著作権法)による著作権の存続期間が新法(注：新著作権法)...の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。」

(3) 平成 15 年改正

平成 15 年法律第 85 号(以下「平成 15 年改正」という。)は、映画の著作物の著作権の存続期間を次のとおり改正し、平成 16 年 1 月 1 日から施行された(附則 1 条)。

ア 54 条 1 項

「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年...を経過するまでの間、存続する。」

イ 附則 2 条

平成 15 年改正後の 54 条 1 項は、平成 15 年改正が施行された平成 16 年 1 月 1 日時点で、平成 15 年改正前の新著作権法による著作権が消滅していない映画の著作物に適用される。

ウ 附則 3 条

「著作権法(注：新著作権法)の施行前に創作された映画の著作物であって、同法附則第 7 条の規定によりなお従前の例によることとされるものの著作権の存続期間は、旧著作権法...による著作権の存続期間の満了する日が新法第 54 条第 1 項の規定による期間の満了する日後の日であるときは、同項の規定にかかわらず、旧著作権法による著作権の存続期間の満了する日までの間とする。」

2 前提事実

(1) 当事者

ア(ア) 原告は、映画の製作、映画その他の各種興行等を目的とする株式会社である。

(イ) 原告の前身である株式会社ピー・シー・エル映画製作所は、昭和 12 年、合併により東宝映画株式会社(以下「東宝映画」という。)となり、東宝映画は、昭和 18 年 12 月 10 日、株式会社東宝宝塚劇場と合併し、東宝株式会社に商号変更した。(甲 71, 弁論の全趣旨)

イ 被告は、映画、テレビ・ラジオ番組、ビデオ等の企画、製作及び販売等を業とする株式会社である。

(争いのない事実)

(2) 本件映画

ア(ア) 東宝映画は、別紙映画目録記載 1 の映画(以下「本件映画 1」といい、他の映画についても同様に略称する。本件映画 1 ないし 8 を併せて「本件映画」という。)を製作し、昭和 18 年、興行して公表した。

(イ) 原告は、本件映画 2 ないし 6 及び 8 の映画を製作し、別紙映画目録 2 ない

し 6 及び 8 の「公開年」欄記載の年に、興行して公表した。

(ウ) 新東宝株式会社(以下「新東宝」という。)は、本件映画 7 を製作し、昭和 24 年、原告が配給・興行して公表した。

イ 本件映画の監督は、いずれも黒澤明(以下「黒澤監督」という。)である。

ウ 本件映画は、独創性(旧著作権法 22 条の 3 第 2 項)を有する映画の著作物である。

エ(ア) 本件映画の冒頭部分には、当時の「東宝」の社章と共に「東宝株式会社」(本件映画 1 ないし 3, 8)「東寶株式會社」(本件映画 4 ないし 6)又は「東宝株式会社・配給」「新東宝映画芸術協会提携作品」(本件映画 7)と表示されている。

(イ) 冒頭部分の次に「監督黒澤明」(本件映画 1 ないし 3, 7, 8)又は、「演出黒澤明」(本件映画 4 ないし 6)と表示されている。

(ウ) 劇場公開当時のポスターにも「東宝」の社章と共に、次のとおり表示されている。

本件映画 1 については「監督・脚色黒沢明」「東宝株式会社・製作配給」(甲 48),

本件映画 2 については「脚本監督黒沢明」「東宝株式會社・製作配給」(甲 49),

本件映画 3 については「脚色演出・黒澤明」「東寶株式會社製作」(甲 50),

本件映画 4 については「演出・黒澤明」「東宝株式會社」(甲 51),

本件映画 5 については「演出・黒澤明」「東宝株式會社」(甲 52),

本件映画 6 については「演出黒沢明」「東宝株式会社」(甲 53),

本件映画 7 については「黒沢明・監督作品」「東宝株式会社・配給」「映画芸術協会・新東宝提携作品」(甲 54),

本件映画 8 については「監督黒澤明」「東宝二十周年記念映画」(甲 55)

オ 黒澤監督は、平成 10 年に死亡した。

(以上、争いのない事実(明らかに争わない事実を含む。), 甲 48 ~ 55, 検甲 1 ~ 8)

(3) 被告の行為

被告は、平成 19 年 1 月ころから、本件映画を複製した別紙被告商品目録記載 1 ないし 8 の DVD 商品(以下、併せて「本件商品」という。)を日本国外において第三者に製造させ、それを日本国内で頒布する目的で輸入し、日本国内で販売している。

(争いのない事実)

3 争点

(1) 争点1 著作者及び原告の著作権の取得

ア 争点1 - 1 本件映画の著作者はだれか。

イ 争点1 - 2 原告は、本件映画の著作権を取得したか。

(2) 争点2 本件映画の著作権の存続期間

(3) 争点3 国内での製造の差止めの可否

〔判 断〕

1 争点1 - 1 (本件映画の著作者)について

(1) 著作者

前提事実(2)のとおり、本件映画は独創性(旧著作権法22条の3第2項)を有する映画の著作物であり、黒澤監督がその映画監督であり、証拠(甲23～25, 29, 69, 検甲1～8)により認められる本件映画の内容を併せ考慮すれば、黒澤監督は、少なくとも本件映画の著作者の一人であることが認められる。

(2) 被告の主張に対する判断

ア 被告は、旧著作権法には、だれが映画の著作者であるかについて定めた規定はなく、定説もなかったから、特定の映画について監督が著作者であるというためには、当該映画に関する限り、明らかに監督が著作者に該当すると判断するに足りるだけの特別の事情がなければならない旨主張する。なお、被告の主張は、新著作権法15条の職務著作に相当するものを主張するものではない。

確かに、映画の著作物は、映画製作者が、企業活動として、当初から映画の著作物を商品として流通させる目的で企画し、多額の製作費を投入して製作するものであり、その製作には脚本、音楽、制作、監督、演出、俳優、撮影、美術、録音、編集の担当者など多数の者が関与しており、その関与の範囲や程度も様々であるという特殊性を有する。しかし、著作者とは元来著作物を創作する者をいうから、映画利用の円滑化を図るために映画製作者に著作権を帰属させる必要があるとしてもそのことから直ちに映画製作者が映画の著作物の著作者となると解することはできず、映画の著作物の著作者は、新著作権法16条と同様に、映画の制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に関与した者であると解するのが相当である。

そして、この解釈の正当性は、後記イの立法者意思及びウの新著作権法の審議経過によっても裏付けられる。

イ 立法者意思

証拠(甲30)及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認めることができ

る(一部は、当事者間に争いが無い。)

(ア) 昭和6年の旧著作権法の改正の立法担当者である小林尋次は「現行著作権法の立法理由と解釈 - 著作権法全文改正の資料として - 」(文部省発行。甲30)において、映画の著作物の著作者について、次のとおり説明している。

「現実に創作行為を為したる者が著作者であるから、その著作を自己の発意で為したか又は他人から依頼を受けて為したるかは問とてなく、創作行為さえあれば、何れの場合も著作者である。又被傭者がその職務上著作したものであっても同じであって、現実に創作行為を為したる者が著作者であって、現実に創作行為をしない依頼者又は雇傭主が著作者となることは有り得ない。同様の趣旨から、自然人でない法人が著作者となることは有り得ない」(96頁)。「昭和6年の一部改正立法の際に、激しく論議された点がもう一つある。映画の著作者は何人なりやの問題であった。...(略)...そこで精神的創作として関与する者のすべての共同著作と見るか、或は映画監督を以て唯一の著作者(「著作物」は誤記と認める。)と見るかが論議の焦点に上らされた。他面又、この映画監督をも含めてすべての関与者は、映画会社の被傭者であるから、使用者である映画会社を著作権者とするのが妥当ではないかとの論議もあった。なる程映画作成には大きな資本を必要とし、その資本が無くては如何に名監督、名俳優等が集っても名画は完成できないのであり、できあがった後も、資本がなければ、広く映画館を通じて上映することも難かしいから、映画会社を著作権者と認定することが、実際にも適合し且権利の安定上妥当のようにも思われた。しかし又本章第一節でも述べたように、著作者は自然人に限るとすることが正論であるとするならば、映画会社は法人であるから、これを著作者と断定することは妥当を欠く。そこで昭和6年の立法当時は著作者は映画監督であると一応断定し、完成された映画の著作権は映画監督が、原始取得するものであるが、彼は映画会社の被傭者乃至専属契約下に在る者であるから、契約に基づき、映画著作権は映画完成と同時に映画会社に移るものとする意見に統一して、国会に臨んだのであるが、国会では本件に関する質問を受けなかったので、答弁説明の機会なくして終わった」(114～115頁)。

(イ) この事実によれば、昭和6年改正の立法者意思は、映画の著作物の著作者は映画監督らとするものであったことが認められる。

ウ 新著作権法の審議経過

証拠(乙1～3)及び弁論の全趣旨によれば以下の事実を認めることができる(一部は、当事者間に争いが無い。)

(ア) 新著作権法の規定

新著作権法16条は「映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、

制作，監督，演出，撮影，美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし，前条の規定の適用がある場合は，この限りでない。」と，同法15条1項は，「法人その他使用者...の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物...で，その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は，その作成の時ににおける契約，勤務規則その他に別段の定めがない限り，その法人等とする。」と定めていて，職務著作の場合は使用者たる法人等が，それ以外の場合には，制作，監督，演出，撮影，美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者である旨明記している。

また，新著作権法29条1項は「映画の著作物(...略...)の著作権は，その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは，当該映画製作者に帰属する。」と定め，映画監督らが原始取得した著作権を映画製作者が承継取得することを定めている。

(イ) 映画の著作者に関する議論

a 旧著作権法下における学説

旧著作権法下において，映画利用の円滑化を図るため，映画製作者に財産権である著作権を帰属させることについては，あまり異論はなかった。

しかし，映画の著作物の著作者がだれであるかについては，著作権と著作者人格権の分属を認めるのか，現実に創作行為をなし得ない法人が著作者となり得るのかなどの議論と相まって，学説は，映画製作者であるとする説，映画監督であるとする説，脚本，監督，音楽担当者等の共同著作物とする説などに分かれていた。

b 著作権制度審議会第4小委員会審議結果報告

昭和37年に文部大臣の諮問機関として設置された著作権制度審議会第4小委員会が昭和40年5月21日に提出した審議結果報告には，映画の著作物の著作者がだれかという問題について，シナリオの著作者，音楽の著作者，監督等の映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるという考え方と，映画製作者の単独の著作物であるという考え方の2つの考え方が併記されていた。

しかし，その後，検討を重ねた結果，昭和41年3月9日の第4小委員会再審議結果報告では，2つの考え方を併記するという従来の結論を改め，の考え方を採用し，の考え方は少数意見として付記するにとどめられた。ただし，シナリオと音楽の著作者については，映画の著作者から除外して原作者として扱うことにし，映画の著作者の範囲を具体的に特定することをやめて「映画の全体的形成に創作的に関与した者」とし，だれが著作者になるかは個々の映画ごとの判断に委ねることとした。

c 著作権制度審議会答申

著作権制度審議会は、上記小委員会の審議結果報告やこれに対して関係団体から提出された意見、専門委員会審議結果報告などを総合的に検討して、昭和41年4月20日文部大臣に答申し、「映画の著作者は、『映画の全体的形成に創作的に関与した者』とする。著作者には、監督、プロデューサー、カメラマン、美術監督などが該当し、俳優も映画の全体的形成に創作的に関与したと認められるものである限り、映画の著作者たり得ると考えるが、著作者を法文上例示することはしないものとする。」と述べている。

同答申を受けて著作権法案が作成され、第63回国会に提出されて、昭和45年4月28日、新著作権法が成立した。

2 争点1 - 2 (原告の著作権の取得)について

(1) 前記1のとおり、黒澤監督は本件映画の著作者であったところ、前提事実(1)ア、証拠(甲25, 29, 31~42, 46, 47)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 東宝映画は、昭和18年ころ、黒澤監督から本件映画1の著作権を承継取得し、原告は、昭和18年12月10日、合併により本件映画1の著作権を承継取得した。

イ 原告は、昭和20年から昭和27年にかけて、黒澤監督から本件映画2ないし6及び8の著作権を承継取得した。

ウ 新東宝は昭和24年ころ黒澤監督から本件映画7の著作権を承継取得し、原告は、昭和37年7月24日、新東宝から本件映画7の著作権を承継取得した。

(2)ア 仮に黒澤監督以外に撮影等を担当し、その全体的形成に創作的に関与した者がいた場合、それらの者も著作者として本件映画の著作権を原始取得したものである。

イ そして、本件映画は、当初から映画製作者である東宝映画、新東宝又は原告が自己の商品として公表することを前提に作製され、興行されたものであること(前提事実(2)ア、弁論の全趣旨)、その後、原告が本件映画の原版を保管していること(甲63)、原告は、本件映画を複製したDVD商品を販売しており、当該商品には原告が著作権者として明示されているが、これに対して著作者と主張する者から異議が述べられた形跡は認められないこと(甲43, 47, 65, 検甲1~8, 弁論の全趣旨)、また、原告は、第三者との間で、昭和41年以降、本件映画1及び4の16mm版映画の上映権許諾契約を締結し(甲59, 60, 64)、昭和44年以降、本件映画についてテレビ放映権許諾契約を締結し(甲56~58, 64)、平成17年、本件映画のスチール写真を利用した出版物の発売を許諾する契約を締結し(甲45, 65)、昭和35年、

本件映画6及び8について外国の会社とライセンス契約を締結(甲61, 62)して、著作権者として権利行使をしてきたが、これに対しても、著作者と主張する者から異議が述べられた形跡は認められないこと(弁論の全趣旨)からすると、他の著作者も、本件映画の製作に参加した段階で、各映画製作者に対し、本件映画の著作物の著作権を譲渡することを約束したことを推認することができ、上記認定を覆すに足りる証拠はない。

そうすると、原告は、上記(1)と同様の経緯により、他の著作者から、本件映画の著作権を承継取得したものと認められる。

(3) したがって、原告は本件映画の著作権を単独で有しているものである。

3 争点2(本件映画の著作権の存続期間)について

(1) 旧著作権法の昭和6年改正に關与した小林尋次が「現行著作権法の立法理由と解釈 - 著作権法全文改正の資料として - 」(甲30の198頁)において、旧著作権法6条の規定が設けられた趣旨につき、「団体には自然人の如く生死を考え得られないから、この場合も法律は、発行又は興行した時から三十年間と言う短期保護期間を適用することにしている(著作権法第6条)。団体にも自然人の死に相当する解散ということが考えられるが、もし法人が解散しなければ保護期間は永久と言うことになって不合理であるから、上記の如き建前とせざるを得ないのである。」と説明しているとおり(争いのない事実)、旧著作権法6条は、団体名義で公表した場合には、自然人の生死を標準として存続期間を計算することができないために設けられた規定であり、自然人の氏名が表示され、その者の死亡時から著作権の存続期間を算定することができる著作物は、同法6条にいう団体名義の著作物に当たらない。

(2) 本件映画は、「東宝」の社章と共に「東宝株式会社」、「東寶株式會社」又は「東宝株式会社・配給」、「新東宝映画芸術協会提携作品」と表示され(前提事実(2)エ)、その専用系列映画館で自社作品として公開されたものであることは、当事者間に争いが無い。

しかしながら、前提事実(2)エのとおり、本件映画の冒頭部分の次に、「監督黒澤明」又は「演出 黒澤明」と表示され、劇場公開当時のポスターにも同様の表示があるから、著作者の実名で公表されたものであり、本件映画は、旧著作権法6条にいう団体名義の著作物に当たらない。

したがって、本件映画の著作権の存続期間については、旧著作権法3条を適用すべきである。

(3) 以上によれば、黒澤監督の死亡時期は平成10年であるから(前提事実(2)オ)、旧著作権法3条、9条、52条1項によると、本件映画の著作権は、少なくとも著作者の1人である黒澤監督の死亡した翌年である平成11年から起算して38年間存続するので、新著作権法附則7条、平成15年改正附則3

条により、旧著作権法の規定が適用され、本件映画の著作権は、少なくとも、平成48年12月31日まで存続する。

(4) よって、本件商品は、輸入の時ににおいて国内で作成したとしたならば原告の複製権を侵害するべき行為によって作成された物であり、被告が本件商品を国内において頒布する目的で輸入していることは争いがないから、被告が本件商品を輸入する行為は原告の著作権を侵害する行為とみなすことができる。

したがって、原告は、被告に対し、著作権法113条1項1号並びに112条1項及び2項に基づいて、本件商品の輸入及び頒布の差止め並びに在庫品及び原版の廃棄を求めることができる。

なお、被告による頒布の差止めについては、著作権法113条1項2号の適用があるとしても、遅くとも被告に対する本判決の送達により「情を知って」の要件を満たすことになることと認められるので、原告は、著作権法113条1項2号、112条1項に基づいて、その頒布の差止めを求めることができる。

4 争点3(国内での製造の差止めの可否)について

(1) 被告は、本件商品を日本国外において第三者に製造させており(前提事実(3))、本訴段階においても、存続期間の満了を理由に著作権侵害を争っているから、将来、日本国内においても本件商品を製造するおそれがあると認められる。

(2) よって、原告は、著作権法112条1項及び2項に基づいて、本件商品の国内での製造及び頒布の差止めを求めることができる。

5 結論

よって、原告の請求はいずれも理由があり、差止請求については仮執行宣言を付するのが相当であると認め、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1. この事件は、D-54の「チャップリン」事件と同様のケースであり、旧著作権法(明治32年)下の昭和18年から昭和27年までに公開された「映画の著作物」をめぐり、「著作権の帰属」と「著作権の存続期間」の2つの問題点がからんだ複雑な事案である。

しかし、改正時に規定されている経過措置の「附則」をよく読めば、存続期間の正しい計算法が出ているし、著作権者にしても個人(監督・黒沢明)から会社(東宝)に著作権の譲渡があったことが証明されているから、比較的答えの出やすい問題ではある。

2. そこで、本件においては、別紙「映画目録にある」昭和18年以降公開された8件の映画について、その著作権者は何人であるかがまず争点となったが、

これに対しては、旧法時に規定がなかったことから、裁判所はどのように解するかが注目された。

しかし、裁判所は、映画の著作物を基本的に考えることから発想し、旧法時においても現行著作権法 16 条と同様に、「映画の制作，監督，演出，撮影，美術等を担当して、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とすると解するのが相当である。」と解したのである。そして、判決は、この解釈の正当性は、立法者の意思と現行著作権法の審議経過によって裏付けられると判示している。

すると、黒沢明が著作者と認定されて有していた著作物の著作権の存続期間は、著作物がその後、東宝に譲渡移転されたとしても、東宝が、最初に公開した日からではなく、著作者が死亡した平成 10 年の翌 11 年 1 月 1 日から起算して 38 年間存続することになるから、2 つの「附則」により旧著作権法の規定が適用され、平成 48 年 12 月 31 日まで存続すると認定されたのである。

3 . この事件は、差止め請求のみであり、損害賠償の請求はなかったから、裁判所としても法規定の解釈だけで比較的スムーズに判決できたようである。

4 . 同様の事案としては、東京地裁平成 19 (ワ) 11535 ・平成 19 年 9 月 14 日 (民 40) 判決があり、被告に対する差止め請求が全部認められている。この事件の原告 (角川映画株式会社) は、やはり映画の著作物 (「静かなる決闘」・「羅生門」) の著作者の黒沢明監督から、その著作権の譲渡を受けた会社であった。そして、改正法時の経過措置を定めた「附則」にしたがって存続期間が定められ、旧著作権法の規定が適用され、黒沢明の死去後 38 年間存続すると認定されたから、まだ有効に存続中の著作権であると認定されたのである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

被 告 商 品 目 録

1. 日本名作映画集 0 1	「姿三四郎」	商品番号：4582297250116
2. 日本名作映画集 0 2	「虎の尾を踏む男達」	商品番号：4582297250123
3. 日本名作映画集 0 3	「續姿三四郎」	商品番号：4582297250130
4. 日本名作映画集 0 4	「わが青春に悔なし」	商品番号：4582297250147
5. 日本名作映画集 0 5	「素晴らしき日曜日」	商品番号：4582297250154
6. 日本名作映画集 0 6	「酔いどれ天使」	商品番号：4582297250161
7. 日本名作映画集 0 8	「野良犬」	商品番号：4582297250185
8. 日本名作映画集 1 2	「生きる」	商品番号：4582297250222

(別紙)

映 画 目 録

1. 題名：「姿三四郎」	公開年：昭和18年
2. 題名：「虎の尾を踏む男達」	公開年：昭和27年
3. 題名：「續姿三四郎」	公開年：昭和20年
4. 題名：「わが青春に悔なし」	公開年：昭和21年
5. 題名：「素晴らしき日曜日」	公開年：昭和22年
6. 題名：「酔いどれ天使」	公開年：昭和23年
7. 題名：「野良犬」	公開年：昭和24年
8. 題名：「生きる」	公開年：昭和27年